

平成 28 年（行ウ）第 84 号
大東市灰塚配水ポンプ室談合損害賠償請求事件
原告 光城 敏雄 外4名
被告 大東市水道事業管理者職務代理者

平成30年1月17日

準備書面（8）

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 依 正 市



(主任) 弁護士 寺 内 則 雄



頭書事件について、被告は原告準備書面（6）に対する反論に関し、以下のとおり弁論を準備する。

記

- 1 原告らは、乙42は入札予定者が入札金額を検討するための参考にするもので、設計図（乙43）を入札対象工事内容として把握するものである旨主張する。
しかし、一般競争入札実施要領（乙3）の11項により、入札時の提出書類として入札書と価格内訳書（乙45）を提出し、13項で入札実施後落札候補者（予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札をした者）は入札参加資格を確認のため、大東市水道局事後審査型制限付一般競争入札の入札参加資格要件の審査に必要な書類の提出について（通知）（乙46）に記載の書類を提出することになっている。
- 2 本件の場合、入札参加資格確認のため入札日である平成25年10月2日に落札候補者である株式会社三住建設（以下、三住建設）から提出された工事費内訳書（御見積書）の工事総括表欄（乙47）には、「建築付帯設備工事」が記載されていないので、三住建設がこの「建設付帯設備工事」について本件入札の対象工事でないことを前提に入札参加したことは明らかであり、原告らの主張は失当である。

以上